

## TOPIC

### 有期契約者の社会保険の取り扱い

- このたび、有期労働契約者の社会保険について新しい通達が出されましたので、お知らせします。
- 社会保険は、契約社員であっても一定要件を満たしていると、入らないといけなくなっています。「一定の要件」の詳細は改めて。
- ただし、有期契約の社員の場合は、正社員と違い **2ヵ月以内の期間を定めて使用される人は社会保険に入らなくても良い**ことになっています。
- しかし、決められた期間（2ヵ月以内）を超えて **引き続き使用されることとなった場合は、社会保険に入らないといけません。**  
そして、契約期間が終了して退職すると社会保険の資格を喪失することになります。
- 有期労働契約の期間を短くし、何度も更新を繰り返しているというケースもあるかと思えます。
- この場合に、2ヵ月以内は社会保険に入らなくて良いという制度を利用して、実は契約が更新継続するような状態であっても、次の契約との間に数日入れることで、社会保険に入らないようにしているケースもあるようです。
- これは以前から問題視されているところえ、そのため、新しく通達が出されました。  
「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて」というものです。
- 有期労働契約を何度も更新するような場合で、次の契約との間に **1日若しくは数日の間が空いていても、あらかじめ事業主と社員との間で明らかに次の労働契約の予定があって、事実上の使用関係が続いていると判断される場合には、社会保険の資格を喪失させない、**というものです。

- 社会保険制度は、あいまいな部分も多く抜け道と

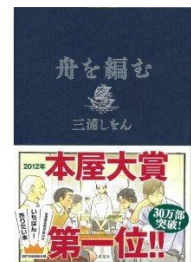
なる方法もあるかもしれませんが、今回の通達でまた更に取り扱いが厳しくなったと言えると思います。

- 実際の通達は、↓をクリックしてご確認ください。  
(Ctrlキーを押しながらクリックしてください。)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T140120T0040.pdf>

## 今月の一冊

「舟を編む」  
三浦しをん 光文社



先日今年の本屋大賞が10作品ノミネートされました。どの本が大賞になるのか、楽しみなところ

です。さて、今回ご紹介するのは、2012年の本屋大賞に輝いた「舟を編む」です。

映画化もされたので、ご存知の方、もうとっくに読まれた方も多いと思います。

変人扱いされていた主人公が、辞書編集部へ配転され、辞書の編纂に没頭していきます。

物語自体は淡々と進んでいきますが、主人公の人となり合った話の流れ方で、とても読みやすくあつという間に読んでしまいます。

適材適所という言葉がぴったりとくるような物語です。

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroko.miyasaka@misawaka-kei.jp

このほっとしターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。